

## 入園後 … こんなときには手続きが必要です

- ・書類は、園又は市窓口へ提出してください。
- ・手続や提出が遅れる場合は、市へ連絡をしてください。



### 支給認定証の有効期間が終了するとき

2号・3号認定

- 3号認定の児童が3歳を迎え、**2号認定になる時の手続は不要**です。  
⇒園を通じて、新しい支給認定証を交付します。  
3号認定の支給認定証は、園又は市窓口へお返しください。
- 保育を必要とする事由が**出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業**の場合  
⇒**有効期間終了月の20日まで**に、認定の変更の手続をしてください。
  - ・有効期間終了後は、保育所等の利用ができなくなります。
  - ・育児休業の事由による継続利用は、育児休業対象児が2歳に達する月の末日が限度となります。(ただし翌年度に就学を控えている場合は就学前まで)

### 証明書類に期限があるときは、再提出が必要です

2号・3号認定

- 証明書類の**期限が終了する前**に、新しい証明書類を提出してください。

(証明書類の期限の例)

就労証明書の就労期間  
職業訓練の訓練期間  
診断書の治療期間 など

### 保育利用時間(保育必要量)を変更するとき

2号・3号認定

- 変更申請の翌月から変更となります。
- 保育短時間から保育標準時間へ変更するときは、事由に応じた証明書類が必要です。

### 保育を必要とする事由が変わるとき

教育・保育給付認定申請書兼現況届・  
支給認定証を合わせて提出してください。

2号・3号認定

このようなとき	変更後の事由	添付書類 (教育・保育給付認定申請書兼現況届・支給認定証の他に 必要なもの)	提出期限
○新たに就労したとき ○産休・育休後に復職するとき	就労	就労証明書(兼産休・育休証明書) ☺	有効期間終了月の20日
○退職して求職活動をするとき	求職活動	求職活動申立書	すみやかに
○出産予定があるとき	出産	母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ(写し)	出産予定月の3か月前の月の20日
○出産後 ⇒育児休業を取得するとき	育児休業	(公務員以外の場合) 就労証明書(兼産休・育休証明書) ☺ (公務員の場合) 辞令の写し	出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の20日
○出産後 ⇒求職活動をするとき	求職活動	求職活動申立書	

※ 保育を必要とする事由がなくなったときは、退園の手続が必要です。



産休・育休前と同じ就労先に復職するときは、**復職日**の記載が必要です。  
育休を取得する(した)ときは、**雇用保険の被保険者番号・事業所番号**の記載が必要です。



**正当な理由なく変更の手続を行わないとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなっていたときは、子ども・子育て支援法第24条により、認定を取り消す場合があります。**

- **転園日・・・毎月1日** ⇒ 転園日に応じた申込締切日までに手続をしてください。  
※転園決定後は、現在の園に戻ることはできませんので、よく検討してからお申込みください。
  - **退園日・・・毎月末日** ⇒ 退園希望月の20日までに手続をしてください。
  - 認定こども園(1号認定) 又は幼稚園へ転園するときは、直接園へお申込みください。
  - 転園が決まったとき、退園するときは、現在利用している園へ退園の連絡をしてください。
- ※1号認定の退園の場合、退園日は月途中での日付で構いません。**

認定内容や世帯状況が変わったとき

認定内容は、申請の翌月から変更となります。

1号・2号・3号認定

状 況	必 要 書 類
○ 2号→1号認定へ変更・転園	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証
○ 1号→2号認定へ変更・転園	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・保育利用申込書
○ 認定内容の変更 (事由・保育利用時間・有効期間など)	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証
○ 認定の取消し(保育申込取下げ) ○ 新制度へ移行しない幼稚園へ転園 ○ 退園 ○ 市外転出	・教育・保育給付認定取消申請書 ・支給認定証
○ ひとり親となった(※)	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・全部事項証明書(戸籍謄本)
○ ひとり親だったが結婚した(※)	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・配偶者の就労証明書等 ・配偶者が転入者の場合、前市町村の市町村民税額がわかる書類
○ 祖父母と同居・別居となった(※)	・保護者の所得により、保育料の算定において同居祖父母の市民税額が合算される場合があります。 ・必要な手続については市へお問い合わせください。
○ 障がい者(児)と同居となった(※) ○ 同居者に身体障害者手帳等が交付となった(※)	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・ <b>次のいずれかの書類(写し)</b> ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 愛護(療育)手帳 ・ 特別児童扶養手当の受給を証するもの ・ 国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
○ 住所が変わった	・支給認定変更届 ・支給認定証
○ 支給認定証の再発行	・支給認定証再交付申請書

※保育料が変更となる場合がありますので、すみやかにお手続きをしてください。

園等で実施している子育て支援・保育サービス

利用申込や料金等については、実施している園へお問い合わせください。

延長保育	保育時間を延長して児童を預かります。
一時預かり	認定こども園(教育)・幼稚園・・・通常就園時間を超えて在園児を預かります。 認定こども園(保育)・保育所・・・普段、園を利用していない児童を一時的に預かります。
休日保育	日曜・祝日等に児童を預かります。
病児保育	当面症状の急変は認められないものの、児童が病気の回復期に至っておらず集団保育が困難なとき、病児保育室(小児科医院併設)で預かります。
病後児保育	児童が病気の回復期にあるものの、集団保育が困難なとき、病後児保育室で預かります。
地域子育て支援センター	普段、園を利用していない児童とその保護者を対象に、育児相談や親子遊び、季節行事の開催、子育て情報の提供等を行っています。